

審理(1)

(百選「Ⅱ-193」～「Ⅱ-198」)

問題 001

リゾートホテルを構成する 21 の建物について、固定資産評価額に関する固定資産評価審査委員会の審査決定は、個々の固定資産ごとにされるものではなく、互いに関連する 21 の建物をまとめて、1 つの決定で行うものである。

001 解答：誤り

個々の固定資産ごとにされるものとした。(Ⅱ-193)

問題 002

リゾートホテルを構成する 21 の建物における固定資産評価額に関する固定資産評価審査委員会の審査決定に不服がある場合の訴訟について、これら各請求の基礎となる社会的事実は一体としてとらえられるべきものであって密接に関連しており、争点も同一であるから、上記各請求は、互いに行政事件訴訟法 13 条 6 号所定の関連請求に当たる。

002 解答：妥当である。(Ⅱ-193)

問題 003

労働組合申立てに係る救済命令の取消訴訟において、当該労働組合に所属する労働者は、行政事件訴訟法 22 条 1 項にいう「訴訟の結果により権利を害される第三者」に当たるといふべきであり訴訟参加をすることができる。

003 解答：誤り

「訴訟の結果により権利を害される第三者」に当たらず、訴訟参加をすることができないとした。

(Ⅱ - 194)

問題 004

労働組合法 27 条に定める労働委員会の救済命令制度は、不当労働行為につき一定の救済利益を有すると認められる労働組合及び労働者に対し、それぞれ独立の救済申立権を保障するものである。

004 解答：妥当である。(Ⅱ - 194)

問題 005

産業廃棄物処理法15条2項(現行15条の2第1項)の趣旨・目的及び災害による被害の内容・性質を考慮すると、同項は、管理型最終処分場について、その周辺に居住し、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

005 解答：妥当である。(Ⅱ－195)

問題 006

産業廃棄物の管理型最終処分場設置不許可処分の取消訴訟につき、周辺住民は、民事訴訟法42条にいう「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に当たるものとはいえず、補助参加をすることは許されない。

006 解答：誤り

「訴訟の結果について利害関係を有する第三者」に当たるとした。(Ⅱ－195)

問題 007

青色申告書による申告についてした更正処分の取消訴訟において、更正の理由とは異なるいかなる事実をも主張することができるかと解すべきかどうかはともかく、税務署長が更正の理由とは異なる事実を主張することは正当である。

007 解答：妥当である。(Ⅱ－196)

問題 008

情報公開条例に定める理由通知について、ひとたび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することは許されない

008 解答：誤り

付記理由以外の理由を非公開決定処分の取消訴訟において主張することは許されないと解すべき根拠はないとした。(Ⅱ－197)

問題 009

逗子市情報公開条例9条4項前段が、非公開決定の通知に併せてその理由を通知すべきものとしているのは、非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を公開請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることを目的としていると解すべきである。

009 解答：妥当である。(Ⅱ－197)

問題 010

労働基準監督署長が、被災労働者の疾病等の業務起因性について判断をすることなく労災保険不支給決定をした場合に関する本件決定の取消訴訟において、裁判所が被災労働者の疾病等の業務起因性についての認定、判断を留保した上で本件不支給決定を違法として取り消したことに違法はない。

010 解答：妥当である。(Ⅱ－198)